

タイでは、9月に引き続き、10月に入ってから、洪水の被害は更に拡大しています。今のところ、プロジェクト事務所やプロジェクトサイトは幸い影響を受けていませんが、10月末現在、浸水はバンコク中心地域まで達し、予断を許さない状況です。

以下、10月のプロジェクト活動を紹介します。

日本・タイワークショップ出発に向けて 事前ブリーフィングの実施(10/19)

プロジェクトでは、毎年、タイの中央及び地方のMDTで人身取引対策に携わる政府職員・NGO職員15名を日本に招き、ワークショップを実施しています。このワークショップは、日本の取組みを知ってもらうこと、両国のグッドプラクティスを共有しお互いが学びあうこと、また日本のタイ人組織などとのネットワークを構築することを目的としています。本年度のワークショップは、11月6日から11月19日までの予定で、10月19日、参加者に対し事前ブリーフィングを実施しました。



ワークショップの目的を説明するサワニー部長

日本でのワークショップでは、内閣官房、厚生労働省、外務省といった各関係省庁の取組みについて学ぶほか、民間シェルターや愛知県のタイ人ネットワークを訪問し、民間の取組みについても理解を深める予定です。更に、NPO法人ポラリス

プロジェクトジャパン主催のシンポジウム「変化を遂げる日本の人身取引対策 - 各国の成功と課題から学ぶ」でもタイの取組みとプロジェクトの活動に関し、発表を行う予定です。

プロジェクト紹介DVDの完成

プロジェクトの意義と活動を、日本、タイ、近隣諸国の関係者・一般市民に広く知ってもらうため、15分間のプロジェクト紹介DVDを日本語、タイ語、英語で作成しました。DVDでは、人身取引の定義、タイ及び日本の人身取引の状況、タイ政府による反人身取引の取組みといった背景を紹介し、それに続き、プロジェクトの目的と主な活動を紹介しています。また、プロジェクト実施者のメッセージとして社会開発福祉局パーティパット副局長、サワニー部長、百生CAのインタビューも収録しています。

DVDは、日本・タイワークショップやメコン地域ワークショップなど今後のプロジェクト活動を通し、関係者に広く配布し、広報や啓発に活用していく予定です。

元被害者によるピアサポート活動への支援

プロジェクトは、MDT活動がより被害者中心のものとなるよう、現地NGO女性財団(FFW)と連携し、人身取引被害にあったタイ人によるピアサポート活動を支援しています。FFWの7月-9月の活動を通して以下の3点が報告されました。

(1) ピアサポート活動に定期的に参加できないメンバーが増えているので、家庭訪問を行った結果、家族に元被害者であることを話していないため参加が難しい、定職があっても参加が難しい、子どもの世話で忙しいなど様々な事情を抱えていることが分かりました。定職を持っているメンバーは必ずしも経済的・物質的支援を必要としてい

ませんが、彼女たちはピアサポートグループが発行しているニュースレターを読むことによって励まされているとのことでした。このことから、活動に参加できないメンバーにも「精神的な支え」として、ピアサポートの活動やニュースを定期的に発信し続ける意義が確認されました。

(2) 9月19日 - 21日、ピアサポートメンバーに対し、ドラマを通して自らの体験や意見を語るスキルを身につける研修を行いました。これは、村で定期的に行っている安全な海外出稼ぎキャンペーンをより効果的なものとするために、メンバーの啓発力の向上を目指して行われました。



ドラマで被害の体験を表現するメンバー

この研修の副次的効果として、被害者たち自身が、人身取引の体験に基づいたドラマを作成し、演じることによって、メンバーの癒しや自尊心向上に繋がりました。また、被害者同士の間でも性的搾取に対する「偏見」が存在しましたが、今回の研修に、性的搾取被害者と労働搾取被害者が一緒に参加したことによってお互いの経験や状況に対する理解が深まり、両者の溝が縮まりました。

(3) 帰還した被害者が生活を再スタートするためには、資金的サポートは不可欠であるにも関わらず、実際には、被害者として認定してもらえず支援金が下りなかったり、社会福祉が不十分だ

ったりと、苦しい生活を強いられている被害者が多くいます。「被害者認定のガイドラインなど、被害者が困窮せずに生活を再スタートできるよう、見直しが必要です」、との提言がありました。

Thailand Migration Report 2011

Thailand Migration Report 2011 がタイ国連チーム、世界銀行、国際移住機関によって発行されました。同レポートによると、タイには外国人移住者として登録されている人口は 200 万人、そして不法移住者は 100 万人以上いると推定されています。特に、ミャンマー、ラオス、カンボジア等の近隣諸国から多くの不法移住者が入国しています。そして入国の不法性が高ければ高いほど、人身取引被害者になるリスクが高くなります。

同レポートには人身取引についても触れられており、性的搾取の対象となる被害者は女性が多いが、農業や漁業分野における労働搾取の被害者は男性が多いとあります。また、男性は他の移住者たちと集団で仕事をしていることが多いが、女性の場合は家事労働など、一人で仕事をしていることにより実情が見えにくいので、人身取引の対象となりやすいとあります。

タイは 2008 年に人身取引対策法を策定し、反人身取引に対する取組みを強化していますが、人身取引被害者として認定されると家族探しや加害者訴追の証人として裁判に出廷しなければならないなど長期間に渡ってシェルターに滞在させられるので、被害者として認定されたくない被害者もいると指摘しています。興味のある方は下記 URL をご参照ください。

<http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/TMR-2011.pdf>